

大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和2年7月

大熊町

目 次

1	プロポーザルの目的・概要	P. 1
	(1)目的	
	(2)名称	
	(3)委託業務概要	
	(4)選考方法	
	(5)選定のスケジュール	
	(6)発注者及び事務局	
2	事業概要	P. 2
	(1)事業名	
	(2)予定地	
	(3)敷地面積	
	(4)延床面積	
	(5)施設規模	
	(6)事業スケジュール	
	(7)想定事業費	
3	委託業務	P. 3
	(1)業務名称	
	(2)業務範囲	
	(3)履行期限	
	(4)業務委託料	
4	参加資格要件	P. 4
	(1)参加資格	
	(2)応募に対する制限	
5	参加手続き	P. 6
	(1)質問書	
	(2)参加表明提出物	
	(3)現地見学会	
	(4)技術提案提出物	
6	審査方法	P. 8
	(1)審査体制	
	(2)審査の匿名性	
	(3)一次審査	
	(4)プレゼンテーション及びヒアリング	
	(5)二次審査	
7	その他	P. 11
	(1)失格基準	
	(2)契約について	
	(3)プロポーザル参加にかかる費用負担	
	(4)参考資料	
	(5)その他	
8	特定テーマ補足説明	P. 13

1 プロポーザルの目的・概要

大熊町(以下、町という)は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、全町民が避難を強いられるとともに、幼稚園、小・中学校の教育施設は、約100km離れた会津若松市に移転を余儀なくされた。教育施設は今年度で9年目を迎えたが、園児・児童・生徒数は、年々減少の一途をたどり、今年度の在籍者は、幼稚園が5名、小学校が9名、中学校が3名となっている。

町では、空間放射線量が低い大川原地区において、復興拠点の整備を進めており、令和元年5月に役場機能を再開した。令和2年3月にはJR大野駅周辺の避難指示解除、中心市街地を自由通行とするなど、復興に向け着実に歩を進めている。

町は、この6月に、学校教育における帰町への取り組みとして、「大熊町教育施設整備事業基本構想・基本計画」を策定した。これは、保育所、幼稚園、小学校、中学校を一体的な施設とすることを踏まえ、住民にとっては身近な公共施設である教育施設を積極的に地域に開放し、魅力ある教育施設を大川原地区に整備するものである。

(1) 目的

本事業は、「大熊町教育施設整備事業基本構想・基本計画」を踏まえ、「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務」を委託するにあたり、『子どもたち自身が学びたい、保護者が通わせたい』と思える教育施設建設に向けて、斬新で柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定することを目的として実施するものである。

(2) 名称

大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル

(3) 委託業務概要

ア 次に示す施設等の基本設計及び実施設計等の作成

- ・ 保育施設
- ・ 学校施設（幼稚園、小学校、中学校）
- ・ 屋内運動場
- ・ 外構（運動場 他）

イ 町が行う協議（町民との意見交換会等を含む）の支援と資料作成

(4) 選考方法

本事業は、事業に対する提案を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。審査は、一次審査及び二次審査の二段階形式で行う。また、選定に際しては具体的な設計案を選定するものではなく、受託候補者の選定のために必要な技術提案書等の提出を求めるものとなる。

(5) 選定のスケジュール

実施内容	実施期間または期日
実施要領等の公表	令和2年 7月15日(水)
参加表明書提出期限	令和2年 7月27日(月)
参加表明結果通知	令和2年 7月31日(金)
現場見学会	令和2年 8月 6日(木)
質問提出期間	令和2年 8月 3日(月) 9時から 令和2年 8月 7日(金) 17時まで
質問の回答期限	令和2年 8月18日(火)
技術提案書提出期限	令和2年 9月 7日(月)正午まで
一次審査	令和2年 9月16日(水)
一次審査結果通知	令和2年 9月17日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング二次審査	令和2年 9月23日(水)
技術提案書審査結果の通知	令和2年 9月下旬

※ 造成工事の関係で8月上旬までは残土が多くあるため、現地見学会は残土が少なくなったタイミングで行う。

※ 敷地は基盤工事区画内のため、指定する日以外の立入りは認めない。

(6) 発注者及び事務局

発注者 福島県大熊町

事務局 大熊町教育委員会教育総務課

2 事業概要

(1) 事業名

大熊町教育施設整備事業

(2) 予定地

福島県双葉郡大熊町大川原 地内

(3) 敷地面積

約 33,100 m²

(4) 延床面積

- ・ 保育施設 (延床面積 約400m²)
- ・ 学校施設 (延床面積 約4,400m²)
- ・ 屋内運動場 (延床面積 約2,000m²)

(5) 施設規模

詳細については「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託に係る特記仕様書」を参照すること。

(6) 事業スケジュール

令和4年3月 着工予定

令和5年4月 開校

(7) 想定事業費

参加表明結果通知の際に通知する。

3 委託業務

(1) 業務名称

大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務範囲

詳細は「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託に係る特記仕様書」を参照すること。

- ア 基本設計図書一式の作成
- イ 実施設計図書一式の作成
- ウ 関係機関との協議及び各種申請書類の作成支援
- エ 内訳書及び積算資料の作成
- オ 本業務に関わる各種打ち合わせ
- カ その他、本業務に必要な事項 (協議の上決定)

(3) 履行期限

令和3年10月 (予定)

(4) 業務委託料

契約限度額：190,000千円（消費税等を含む。）

※ 地質調査費用および確認申請手数料等、各種申請にかかる申請手数料は含まない。

※ 地質調査については町で別途業務委託を行う。

4 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体企業または設計共同体のいずれかの者とする。

ア 単体企業

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- ④ 租税を完納していること。
- ⑤ 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和61年10月21日訓令第1号)による指名の停止を受けていないこと。
- ⑥ 福島県、宮城県、山形県、新潟県及び関東1都6県に本社、支社あるいは支店等を有していること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ⑧ 平成17年4月以降に延床面積2,000㎡以上の小学校または中学校の新築工事の基本設計及び実施設計業務を完了した実績があること。ただし、体育館のみの実績は除く。
- ⑨ 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- ⑩ 参加申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。
- ⑪ 本プロポーザルにおいて、他の参加者の協力事務所(設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう。)になっていないこと。
- ⑫ 下表の技術者をそれぞれ1名ずつ配置できること。

分担業務分野	業務内容	保有資格
管理技術者	建築設計業務委託契約書に基づき、業務の管理および統括を行う	一級建築士
主任技術者 総合（意匠）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号ロ（1）の表中（1）総合	一級建築士
主任技術者 （構造）	同上（2）構造	構造設計一級建築士 または一級建築士
主任技術者 （電気）	同上（3）設備（i）電気設備	設備設計一級建築士 または建築設備士
主任技術者 （機械）	同上（3）設備（ii）給排水衛生設備、 （iii）空調換気設備	設備設計一級建築士 または建築設備士

（注）主任技術者は、管理技術者のもとで各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、管理技術者と兼ねることができない。

- ⑬ 構造担当主任技術者、電気担当主任技術者、機械設備担当主任技術者は協力事務所からの配置を認める。
- ⑭ 管理技術者または総合（意匠）担当主任技術者は全ての打ち合わせに必ず参加できること。

イ 設計共同体

- ① 上記（1）アに掲げる条件（代表者以外の者は、⑧、⑩、⑫の条件を除く。）を満たしている者により構成される設計共同体であること。
- ② 構成員は、設計共同体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営にすべての責任を持つこと。
- ③ 代表者は管理技術者が所属する事業者であること。
- ④ 各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業、他の参加者の協力事務所、又は他の設計共同体の構成員ではないこと。
- ⑤ 設計共同体の構成員数は3社以内であること。

（2）応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できない。

ア 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）

イ 審査委員が属する企業、またはその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

（注）「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- ウ 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員または顧問をしている営利団体に所属する者。
- エ 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

5 参加手続き

(1) 質問書

質問はプロポーザル実施要領の内容、提出物の作成、委託業務に関する事項に限ることとし、審査内容や提案内容に関する質問は受け付けない。

- ア 提出期間：令和2年8月3日(月)9時から令和2年8月7日(金)17時まで
- イ 提出書式：質問書(様式15)
- ウ 提出先：大熊町教育委員会教育総務課
- エ 提出方法：電子メールのみとする。(gakkokyoiku01@town.okuma.fukushima.jp)
メール表題に「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル質問書(会社名)」と記載すること。電子メール受取後、事務局より受信確認メールを送信する。(PDF及びExcelデータの両方を提出)
- オ 回答：令和2年8月18日(火)
回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、大熊町ホームページに公表する。なお、質疑応答書の内容は、本要領の追加または修正とみなす。

(2) 参加表明提出物

- ア 提出書類及び部数
「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル様式集」
3提出書類一覧(1)参加表明提出書類による。
- イ 提出期限：令和2年7月27日(月)17時
- ウ 提出方法：郵送とする。
配達記録が残る方法で郵送すること。(提出期間内必着)
- エ 提出先：大熊町教育委員会教育総務課
〒965-0059 福島県会津若松市インター西111
電話 0242-23-8025 / FAX 0242-23-8235

(3) 現地見学会

- ア 開催日：令和2年8月6日(木)
- イ 申し込み：希望者は参加表明書(様式1)に記載すること。
- ウ 参加人数：各企業体2名以内。
- エ その他：詳細については希望者に後日通知する。

(4) 技術提案提出物

技術提案書は、下記の業務実施方針及び特定テーマについての提案とする。技術提案にあたっては、「大熊町教育施設整備事業基本構想・基本計画」を参考にすることとし、必要に応じて図表を用いて行うこと。

特定テーマ（ 8 特定テーマ補足説明を参照 ）

テーマ1：提案チームの構成と業務の進め方

テーマ2：配置計画とランドスケープ

テーマ3：施設計画

テーマ4：エコスクール

テーマ5：実現可能性

テーマ6：混在と多様性

ア 提出書類及び部数

「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル様式集」
3 提出書類一覧（2）技術提案提出書類による。

イ 提出期限：令和2年9月7日（月）正午まで

ウ 提出方法：郵送または持参とする。

郵送の場合、配達記録が残る方法で郵送すること。（提出期間内必着）

エ 提出先：大熊町教育委員会教育総務課

〒965-0059 福島県会津若松市インター西111

電話 0242-23-8025 / FAX 0242-23-8235

オ その他

- ※ 技術提案書には、参加表明結果通知の際に通知する整理番号を記載すること。また、技術提案書の本文には、提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。
- ※ 技術提案書はA3サイズで2枚以内とし、図表の引用を除き10.5ポイント以上の文字サイズで作成すること。
- ※ 電子データはPDF形式で保存したものをCD-R等に記録して提出すること。
- ※ 参加表明後、技術提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式14）にプロポーザル名称、法人等名称、代表者名（代表者印捺印）、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、令和2年9月7日（月）までに事務局へ提出（郵送）すること。
- ※ 技術提案書に用いる表現は「プロポーザル方式による設計者選定の進め方」（社団法人公共建築協会）Ⅱ実施編6提案の表現を参考とし、具体的な設計図面や透視図等は使用しないこと。
- ※ その他詳細については様式集による。

6 審査方法

本プロポーザルは二段階での選考審査を行うものとする。チーム編成や提案方針及び技術提案等による一次審査と、ヒアリングによる二次審査を行い、優先交渉権者1者と次点者1者を決定する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。なお、一次審査結果及び二次審査結果、並びに優先交渉権者と次点者の選定理由については公表するが、提案者の得点等は公表しない。

(1) 審査体制

審査は「大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)によって行う。

- ・ 柴崎 恭秀 (会津大学短期大学部産業情報科教授)
- ・ 市岡 綾子 (日本大学工学部建築学科専任講師)
- ・ 本城慎之介 (一般財団法人軽井沢風越学園理事長)
- ・ 高瀬 智美 (福島県教育庁教育総務課長)
- ・ 新井田克生 (大熊町立大熊中学校長)
- ・ 梅宮 功 (大熊町副町長)
- ・ 吉岡 文弘 (大熊町復興事業課長)

(2) 審査の匿名性

審査では、審査の公平性を担保するため、設計事務所の名称、個人名など、提案者を特定する情報が記載されていない提出物をもとに審査する。

(3) 一次審査

ア 開催日時

令和2年9月16日(水)

イ 審査場所

大熊町役場中通り連絡事務所(福島県郡山市希望ヶ丘11-10)

ウ 審査方法

「オ 一次審査評価基準」に基づいて評価し順位付けを行い、二次審査対象者を5者程度選定する。

エ 結果通知

令和2年9月17日(木)

一次審査通過者に文書により通知するほか、大熊町ホームページに掲載するものとする。

オ 一次審査評価基準

以下の項目を基に評価を行う。

項 目		評価項目
技術者の 業務実績	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・実績 ・受賞歴
	総合（意匠） 担当主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・実績 ・受賞歴
特定テーマ	提案チームの構成と業務の 進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・検討体制 ・検討プロセス ・スケジュール など
	配置計画とランドスケープ	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の理解度 ・シンボル性 ・自然の創出・共生 ・動線とセキュリティ ・各棟の関係性 など
	施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の理解度 ・一体性と独立性 ・動線計画 ・各室の関係性 ・自由度と柔軟性 ・空間の豊かさ ・当初と将来の姿 など
	エコスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ技術 ・創エネ技術 ・蓄エネ技術 ・ICT や新技術の活用 ・環境教育 など
	実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・木質化 ・構造・構法 ・建設コストの妥当性 ・維持管理コストの妥当性 など
	混在と多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・混在と多様性が同居する学校
総 合		<ul style="list-style-type: none"> ・大熊町の現状の理解度 ・学校建築の理解度 ・提案の総合力 ・付加的な提案 ・面白さ・豊かさ ・キラリと光るもの

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 開催日時

令和2年9月23日（水）

※ 開催時刻等、詳細については一次審査通過者に連絡する。

イ 開催場所

大熊町役場本庁舎（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717）

ただし、開催場所は、状況により変更となる場合がある。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングについて

- ・ 提案者によるプレゼンテーション20分間、ヒアリング20分の計40分（プレゼンテーション終了5分前、終了1分前、終了時に合図する。また、時間内に終了しない場合、追加30秒以内でまとめること。）
- ・ 提案者は机上の提案書をもとに説明するものとする。
- ・ 模型の持ち込みについては不可とする。
- ・ 提案書に記載されていない新たな提案は禁止とする。

エ 発表者について

- ・ 発表者はパソコンの操作者を含めて3人以内とし、管理技術者と総合(意匠)担当主任技術者の出席は必須とする。

オ プレゼンテーションで使用する機器・データ等について

- ・ プレゼンテーションはパワーポイントなどを利用してパソコンで行うものとし、使用するパソコンは提案者が準備するものとする。
- ・ 使用するデータについては、提出した技術提案書に基づいたものとし、変更や追加は認めない。
- ・ プロジェクターのインターフェースはHDMIタイプAのみ使用可能とする。

(5) 二次審査

ア 開催日時

令和2年9月23日（水）

イ 開催場所

大熊町役場本庁舎（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717）

ただし、開催場所は、状況により変更となる場合がある。

ウ 審査方法

- ・ 技術提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングをもとに審査する。

エ 優先交渉権者の選定

- ・ 審査委員会は総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。
- ・ 応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査し、選定の可否を決定する。

オ 優先交渉権者の決定

- ・ 大熊町は審査委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉権者を決定する。

カ 選定結果の通知

- ・ 選定結果及び講評を令和2年9月下旬に大熊町のホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

7 その他

(1) 失格基準

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- イ 実施要領に示された提出書類作成の留意点等の条件に適合しないもの。
- ウ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- カ 審査委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
- キ 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、または得た場合。
- ク 前2号のほか、選考に影響を及ぼす恐れがあると町長が判断する不正な行為を行った場合。
- ケ その他審査委員会が不適格と認める場合。

(2) 契約について

ア 契約に関する協議

- ・ 優先交渉権者との協議が整った場合は、該当者と業務委託契約を締結するものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者として協議を行い、契約するものとする。

イ 契約の締結

- ・ 町長は、優先交渉権者として決定した者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で随意契約により契約を締結する。
- ・ 契約の相手方の決定後、契約までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人役員またはその使用人）が逮捕されることその他の反社会的な行為があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと思われるときは、契約を締結しないことがある。なお、契約が成立しなかった、または締結されなかったことによる損害については、大熊町はこれを一切賠償しない。

(3) プロポーザル参加にかかる費用負担

本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(4) 参考資料

資料は大熊町ホームページ (<https://www.town.okuma.fukushima.jp>) に掲載する。

- ア 大熊町教育大綱 (PDF)
- イ 大熊町第二次復興計画改訂版 (PDF)
- ウ 大熊町教育施設整備事業基本構想・基本計画報告書 (PDF)
- エ 大熊町教育施設整備事業基本構想・基本計画概要版 (PDF)
- オ 大熊町教育施設整備事業基本設計・実施設計業務委託特記仕様書 (PDF)
- カ 敷地周辺図 (PDF, DXF)
- キ 近隣における地盤調査資料 (PDF)

(5) その他

- ア 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- イ 町は、選定された技術提案書等に拘束を受けないものとする。
- ウ 成果品の著作権は大熊町に帰属するものとする。
- エ 提出書類は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- オ 提出書類は返却しない。なお、提出書類は、審査以外に提出者に無断で使用しないが、優先交渉権者及び次点者に特定された場合に限り、発注者は提出書類を自由に公表又は使用できるものとする。
- カ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 本業務の実施にあたっては、提案書に記載された各技術者は、特別な理由があると認められる場合を除き変更できない。
- ク 設計にあたっては、技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、大熊町との協議に基づき実施すること。
- ケ 本業務に関わる各種説明会・会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行うこと。
- コ 実施要領の記述内容の変更があった場合は、大熊町ホームページで公表する。
- サ 本事業における交付資料は、提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないこと。借受けた関係図書や電子媒体は、情報漏洩のないように適正に取り扱うこと。
- シ 設計業務に従事した者は工事入札に参加することはできない。

8 特定テーマ補足説明

テーマ1：提案チームの構成と業務の進め方

基本構想・基本計画報告書で示すとおり、これまでの既成概念にとらわれない新しい教育施設を目指しています。設計段階で検討が必要な様々なテーマや早期の学校開校というスケジュール上の目標を踏まえて、設計業務の進め方とチームの特色について具体的に提案してください。なお、下記は検討の参考としてください。

- ・ 現在、会津若松市内で勤務する教職員の多くは勤務エリアの違いにより、新設校へ異動しない。
- ・ 令和2年3月5日、町内の帰還困難区域のうち、JR大野駅周辺などの避難指示が解除された。また、下野上、野上地区の立入規制が緩和されたものの、宿泊はできないエリアとなっており、帰還及び定住する住民の数はいまだ少ない状況である。
- ・ 大熊町未来教育検討委員会は継続するが、設計協議は主管課である教育委員会と営繕部門である復興事業課を中心に行う。
- ・ 基本構想・基本計画の策定支援者が設計段階も継続してサポートする予定である。

テーマ2：配置計画とランドスケープ

敷地や近隣の自然環境のポテンシャルを活かした建物や屋外施設の考え方を提案してください。基本構想・基本計画報告書で示した配置計画の目標を前提に、各施設の配置位置は自由に提案して構いません。ただし、造成計画は変更できないものとしてください。

テーマ3：施設計画

基本構想・基本計画報告書に示す考え方を踏まえ、施設計画の考え方を提案してください。室構成などは前提となる考え方を踏まえていれば、組み替えて提案しても構いません。

テーマ4：エコスクール

当町は令和2年2月に「2050ゼロカーボン」を宣言しました。地球環境に配慮した建築的な手立てを具体的に提案してください。

テーマ5：実現可能性

建設物価の高騰や立地の特殊性等を考慮し、木質化、構造や構法、建設コストや維持管理コストの考え方を提案してください。

テーマ6：混在と多様性

温故創新の理念のもと、未来を切り拓いていく子ども、先人に学び文化を紡ぐ学校を目指しています。そのためには、教科センター方式の考えを活かしながらも、「混在と多様性」を理解した新しい学校施設が必要です。柔軟かつ大胆な提案を求めます。

【混在とは】

- ・ 多世代が混在する（乳児、幼児、児童、生徒に加え、教職員、地域の方々、大熊を応援する様々な方々が混ざって一緒に遊んだり、学んだり、活動したりする空間）
- ・ 発達段階に応じた活動場所が混在する
- ・ アナログとデジタルが混在する（実物に触れる、直接体験する、文字や映像として理解する、仮想的に体験する、遠隔での交流など）

【多様性とは】

- ・ 年齢、所属や立場を超えて多様な人と出会う
- ・ 多様な空間と出会う（一人で静かに学びに没頭できる場所、みんなで語り合える場所、読書にふける場所、お気に入りの場所、心が落ち着く穏やかな場所、やる気みなぎる場所など）
- ・ 多様な文化と出会う（書籍、絵画、工芸、音楽、歴史、伝統など）
- ・ 多様な体験と出会う（ものづくり、栽培、調理、演劇、スポーツなど）
- ・ 多様な学びと出会う（個別最適化された学び、グループ学習、探究的な学びなど）